

**改正**

平成19年3月15日規則第11号

平成19年6月28日規則第57号

平成20年3月31日規則第40号

平成20年6月30日規則第71号

平成21年3月30日規則第51号

平成21年6月29日規則第81号

平成22年3月30日規則第26号

平成23年9月29日規則第38号

平成24年3月30日規則第27号

平成25年3月29日規則第28号

平成26年6月30日規則第43号

平成27年3月31日規則第21号

大和市移動支援事業の実施に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に規定する移動支援事業について、障がい者又は障がい児（以下「障がい児者」という。）に対して居宅介護従業者等（以下「ヘルパー等」という。）による外出時の付添い等必要な事項を定め、障がい児者の自立と社会参加を促進し、もって障がい者福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

**第2条** 市長は、移動支援事業として次に掲げる事業（以下「サービス」という。）を行う。

- (1) 個別支援事業 第5条の規定により支給の決定を受けた者（以下「サービス利用者」という。）1人に対し、ヘルパー等が1人以上付き添い、外出を支援する。
- (2) グループ支援事業 複数のサービス利用者（ただし、4人を上限とする。）に対し、ヘルパー等が1人付き添い、外出を支援する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスの対象にならないものとする。

- (1) 通勤又は営業活動を目的とした移動をするとき。

- (2) ギャンブル（パチンコ、競馬等を含む。）、飲酒等を目的とした移動をするとき。
- (3) 特定の経済的利益を目的とする団体活動に従事することを目的とした移動をするとき。
- (4) 宿泊を伴う移動をするとき。
- (5) その他市長が特にサービスとして適切でない判断した場合

(対象者)

**第3条** サービスを利用することができる者は、本市が法第19条第2項又は第3項の規定により介護給付費等の支給決定をする者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者で、屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者及び全身性障がい者（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当する者）であって、両上肢及び両下肢の機能の障がいを有する者又はこれに準ずる者
- (2) 療育手帳の交付を受けている知的障がい児者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい児者、精神障がいを事由とする年金等を受給している障がい児者又は自立支援医療（精神通院公費）の支給を受けている障がい児者
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であり、かつ、前3号に掲げる者と同程度の状態にある者で、市長が必要と認めるもの

(申請)

**第4条** サービスを利用しようとする障がい者又は障がい児の保護者は、あらかじめ大和市地域生活支援事業支給申請書兼負担軽減申請書により市長に申請するものとする。ただし、サービスの利用時間が10時間を超える場合には、サービス利用計画書を併せて提出するものとする。

(支給決定)

**第5条** 市長は、前条の申請書及びサービス利用計画書の内容を審査し、別に定める大和市障害者自立支援給付等に関する支給決定に係る基準に基づき、支給時間、支給期間等を決定する。

2 市長は、前項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）の内容について、支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書により申請者に通知するとともに、併せて当該支給決定の内容を記載した受給者証を交付する。

3 支給決定は、支給決定の有効期間内に限り、その効力を有する。

(支給決定の変更)

**第6条** 支給決定を受けた者（以下「支給決定障がい者等」という。）が、現に受けているサービ

スの支給量を変更する必要があるとき、又は利用者負担軽減の認定を変更できるときは、大和地域生活支援事業支給変更申請書兼負担軽減変更申請書により市長に申請するものとする。ただし、変更後のサービスの利用時間が10時間を超える場合には、サービス利用計画書を併せて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請された内容を審査し、変更する支給時間等を決定する。この場合において、市長は、当該変更後の支給決定の内容について支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除変更決定通知書により申請者に通知するとともに、併せて当該変更後の支給決定の内容を記載した受給者証を交付する。

(支給決定の取消し)

**第7条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定障がい者等の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第11条第2項の規定による届出があったとき。
- (2) 申請に虚偽の内容があることが判明したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか市長が適当でないと認めたととき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、支給決定障がい者等に支給決定取消通知書により通知するものとする。

(サービスの利用)

**第8条** サービスを利用しようとする支給決定障がい者等は、第12条の規定により登録された事業者（以下「登録事業者」という。）に受給者証を提示するとともに、登録事業者との間でサービスの利用に係る契約を締結し、サービスの提供を受けるものとする。

2 支給決定障がい者等は、次条の移動支援給付費の受取について、その権利を自らのサービスの利用に係る契約をした登録事業者へ委任することができる。

(移動支援給付費の支給)

**第9条** 市長は、支給決定障がい者等が支給決定の有効期間内において登録事業者からサービスの提供を受けたときは、サービスに要した費用（以下「サービス費用」という。）について、サービスの提供を受けた支給決定障がい者等に移動支援給付費を支給する。ただし、当該支給決定障がい者等が法第5条第4項に規定する同行援護を受けた場合は支給しない。

2 移動支援給付費の額は、次条に規定する基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、支給決定障がい者等が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支

援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第17条第1項第2号ロに掲げる者（支給決定障がい者等が障がい児の保護者の場合は、政令第17条第1項第3号に掲げる者）である場合に係る移動支援給付費の額については、次条に規定する基準により算定した費用の額の100分の95に相当する額とする。

4 第2項の規定にかかわらず、支給決定障がい者等が政令第17条第1項第4号に掲げる者である場合に係る移動支援給付費の額については、次条に規定する基準により算定した費用の額の100分の100に相当する額とする。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、市長は、災害その他特別の事情があることにより、次条に規定する基準により算定した費用の額を負担することが困難であると認めた支給決定障がい者等がサービスの提供を受け、移動支援給付費を支給する場合には、第2項の規定中「100分の90」とあるのは「100分の100」と、第3項の規定中「100分の95」とあるのは「100分の100」とする。

（サービス費用の額の基準）

**第10条** サービスに係る費用の額は、30分当たり90単位により算定した単位に、別に1回のサービス（グループ支援事業を除く。）ごとに100単位を加算して算定した単位に10円を乗じて得た額とする。

2 前項の単位は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）によるものとする。

（申請内容の変更）

**第11条** 支給決定障がい者等は、第4条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を大和市地域生活支援事業利用変更届により、市長に届け出なければならない。

2 支給決定障がい者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を大和市地域生活支援事業利用資格喪失届により、市長に届け出なければならない。

（1）サービスの利用を中止しようとするとき。

（2）第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（事業者の登録等）

**第12条** サービスを実施しようとする者は、あらかじめ大和市地域生活支援事業者登録届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があった場合には、当該事業者が法に定める居宅介護、同行援護

又は行動援護を行う指定障害福祉サービス事業者としての基準を満たしているかの確認を行い、当該基準を満たす事業者を大和市地域生活支援事業登録簿に登録しなければならない。

3 市長は、前項の規定により登録したときは、その旨を大和市地域生活支援事業者登録通知書により、遅滞なく当該登録事業者へ通知しなければならない。

4 登録事業者は、登録事項に変更が生じたときにあつては大和市地域生活支援事業者登録変更届出書を、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては大和市地域生活支援事業者廃止・休止・再開届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

(ヘルパー等の要件)

**第13条** サービスに従事できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護福祉士の資格を有する者
- (2) 介護職員基礎研修を修了した者
- (3) 居宅介護従業者養成研修の1級課程を修了した者
- (4) 居宅介護従業者養成研修の2級課程を修了した者
- (5) 居宅介護職員初任者研修を修了した者
- (6) 居宅介護職員実務者研修を修了した者
- (7) 同行援護従事者養成研修の一般課程又はこれに相当するものとして市長が認める研修の課程を修了した者
- (8) 重度訪問介護従業者養成研修の基礎課程又はこれに相当するものとして市長が認める研修の課程を修了した者
- (9) 行動援護従業者養成研修又はこれに相当するものとして市長が認める研修の課程を修了した者
- (10) 居宅介護従業者養成研修の移動介護従業者養成研修課程を修了した者又はこれに相当するものとして市長が認める研修の課程を修了した者
- (11) 神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱（平成18年12月11日施行）第2条に規定するいずれかの研修課程を修了した者

(移動支援給付費の請求)

**第14条** 登録事業者が、第8条第2項の規定により支給決定障がい者等からの委任を受けた移動支援給付費を請求する場合は、サービス提供報告書をサービス提供を受けた月の翌月10日までに市長に提出するとともに、神奈川県国民健康保険団体連合会に当該請求を行うものとする。ただし、登録事業者が神奈川県国民健康保険団体連合会に請求することが困難と認められる事由が生じた

ときは、移動支援給付費請求書に移動支援給付費明細書及びサービス提供報告書を添えて、市長に提出することにより、移動支援給付費の請求を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の請求の内容を審査した結果、当該請求が適当であると認めるときは、当該支給決定障がい者等に代わり当該登録事業者が当該移動支援給付費を支払うものとする。この場合において、当該支払により、支給決定障がい者等に対し移動支援給付費の支給があったものとみなす。

3 市長は、第1項の請求の内容を審査した結果、登録事業者の請求に誤りがあると認められるときは、その請求を却下することができる。

4 登録事業者は、第2項の規定により既に支給された移動支援給付費について、請求に誤りがあることがわかったときは、市長に対し過誤の申立てを行わなければならない。

5 市長は、前項の申立てを受けたときは、移動支援給付費の額を清算しなければならない。

(指導及び監査)

**第15条** サービスの質が確保され、かつ、適正な運営がなされているかを確認するため、市長は別に定める基準に基づき、登録事業者に対し、指導及び監査を実施することができる。

(勧告及び命令)

**第16条** 市長は、前条の指導及び監査を実施した結果、登録事業者において適正な運営がなされていないと認めるときは、当該登録事業者に対し、期限を定めて、適正な運営を行うよう勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた登録事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該登録事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

**第17条** 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録の取消し又は期間を定めての事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第12条第2項の基準を満たすことができなくなったとき。

(2) 第15条の指導及び監査を拒み、妨げ又は忌避したとき。

(3) 費用の請求に関し不正があったとき。

(4) その他事業を継続することが適当でないと認めるとき。

(不正利得の徴収)

**第18条** 市長は、偽りその他不正の手段により移動支援事業費の支給を受けた者がいるときは、そ

の者から、当該移動支援事業費の支給の額に相当する金額の全部又は一部を徴収する。

- 2 市長は、登録事業者が偽りその他不正の行為により移動支援給付費の支給を受けたときは、当該登録事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じた額を支払わせるものとする。

(損害賠償義務)

**第19条** 登録事業者は、サービス提供により利用者に損害が生じたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い等)

**第20条** 登録事業者は、サービスに関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

- 2 登録事業者に従事している者は、この事業に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。登録事業者に従事している者がその職を退いた後においても、また同様とする。

(書類の整理)

**第21条** 登録事業者は、請求書類その他書類について、5年間保管するものとする。

(様式)

**第22条** この規則で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

**第23条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年規則第11号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年規則第57号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年規則第40号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年規則第71号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第81号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第26号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第38号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第27号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第28号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第21号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第22条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市地域生活支援事業支給申請書兼負担軽減申請書	第4条
第2号様式	サービス利用計画書	第4条及び第6条
第3号様式	支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書	第5条
第4号様式	受給者証	第5条及び第6条
第5号様式	大和市地域生活支援事業変更支給申請書兼負担軽減変更申請書	第6条
第6号様式	支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除変更決定通知書	第6条
第7号様式	支給決定取消通知書	第7条
第8号様式	大和市地域生活支援事業利用変更届	第11条



第9号様式	大和市地域生活支援事業利用資格喪失届	第11条
第10号様式	大和市地域生活支援事業者登録届出書	第12条
第11号様式	大和市地域生活支援事業者登録通知書	第12条
第12号様式	大和市地域生活支援事業者登録変更届出書	第12条
第13号様式	大和市地域生活支援事業者廃止・休止・再開届出書	第12条
第14号様式	日中一時支援給付費請求書	第14条
第15号様式	日中一時支援給付費明細書	第14条
第16号様式	サービス提供報告書	第14条